



2026年4月28日

各 位

会社名 東邦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 枝廣 弘巳
(コード番号：8129 東証プライム市場)
問合せ先 常務執行役員 経営戦略本部長 河村 真
(電話 03-6838-2803)

取締役候補者及び CEO 候補者の決定に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会の意見を踏まえ、2026年6月26日に開催予定の第78回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に上程する取締役候補者を決定するとともに、本株主総会で取締役選任について株主の皆様のご承認をいただけることを前提として新体制の下でのCEOを内定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、監査等委員会からは、予め取締役候補者及びその選任理由について賛同する旨の意見を受領しています。

1. 取締役候補者及び CEO 候補者の決定のプロセス及び理由

当社は、取締役の指名・報酬等に関する意思決定の客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役から構成され、委員長を社外取締役とする任意の指名報酬委員会を設置しています。

当社取締役会は、指名プロセスの客観性・透明性を更に向上させるため、指名報酬委員会の作成した案に基づき、2025年12月10日開催の取締役会において、取締役の選解任基準及びCEOの選定・解職基準を決定いたしました。取締役の選解任基準及びCEOの選定・解職基準の具体的な内容は別紙のとおりです。また、当社は、2026年4月28日付「中期経営計画2026-2028「次代を翔ける」策定に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、前中期経営計画の期間で築いた「基盤」を土台にし、成長を目指した更なる投資による「収益化フェーズ」として営業利益の非連続な飛躍の実現にフォーカスした戦略や施策を実行すべく、2026年4月28日、新たな中期経営計画（以下「新中期経営計画」といいます。）を策定・公表いたしました。新中期経営計画においては、当社の成長戦略のための施策として、(i) 医薬品卸売事業の収益力強化、(ii) 調剤薬局事業の効率化による収益性改善、(iii) 新たなモダリティに対応したCDMO事業の拡大、(iv) アライアンスやM&Aによる事業領域の多角化と医療DXの推進による新規事業の早期拡大を掲げております。当

社は、新中期経営計画に基づいて、2029年3月期に連結営業利益300億円以上、連結営業利益率1.5%以上、ROE8.0%以上を達成することを目指してまいります。

指名報酬委員会においては、決定した取締役の選任基準（CEO候補者については、取締役の選任基準に加えてCEOの選定基準）に適合し、かつ、新中期経営計画を着実に実行し当社の中長期的な企業価値の向上を図るために最適な取締役候補者及びCEO候補者の選定について検討することとし、現任の各取締役との面談の実施に加え、幅広い候補者層の中から、必要な資質、専門性及び経験を備えた候補者を探索し、多様な候補者との面談、評価及び議論を慎重に重ねてまいりました。

特に、CEOについては、事務局にて取締役の選任基準に加えてCEOの選定基準に合致すると考えられる候補者リストを作成の上、現任取締役4名を含むCEO候補者6名に対して、外部専門家による当該候補者へのアセスメント等を実施し、当該専門家によるCEO候補者6名の評価を受領いたしました。また、指名報酬委員のうち社外取締役である委員（以下「社外取締役委員」といいます。）が合計11回にわたり直接面談を行い、上記外部専門家による評価も踏まえつつCEO選定基準への適合性、新中期経営計画の推進力と意欲、中長期的な企業価値向上への貢献等の観点から多角的に評価・検討を行いました。

新任社外取締役候補者については、事務局にて社外取締役の選任基準に合致すると考えられる候補者リストを作成の上、候補者の経歴・属性・バックグラウンド等について評価を行い、指名報酬委員会にて3名の候補者との面談を経て決定しております。

社外取締役委員4名は、2025年12月15日付で当社の株主である3D WH OPPORTUNITY MASTER OF-3D WH OPPORTUNITY HOLDINGSから、当社の取締役及び取締役であった者計16名に対する提訴請求（以下「本提訴請求」といいます。）を受けており、指名報酬委員会の構成員に本提訴請求の対象者が含まれていることを踏まえて、2026年1月以降、CEO・COO及び役員体制についてより客観的かつ忌憚のない協議及び検討を行う目的で、社外取締役委員のみによる会合を合計6回にわたり実施し、現行執行体制を所与とするのではなく、新CEOによる新執行体制も選択肢としつつ、慎重に検討を行いました。なお、社外取締役委員においては、本提訴請求にかかる監査等委員会の調査・検討及び判断（詳細は2026年2月12日付当社プレスリリース「株主からの提訴請求への対応（不提訴）について」をご参照ください。）を踏まえ、CEOの枝廣及びCOOの馬田の各供述調書の信用性は低いこと及び取締役候補者について任務懈怠責任は認められないことから、本提訴請求がこれらの者を再任することを否定する理由にはならないと判断しております。

このようなプロセスを経て、指名報酬委員会は、当社グループの根幹である医薬品卸売業界の特性として、中長期的な企業価値向上に不可欠である取引先との継続的かつ長期的関係の維持強化が特に重要であり、取引先との継続的かつ長期的関係に基づき構築された信頼関係や医薬品卸売業界について豊富な知見や見識を有するCEOの枝廣及びCOOの馬田がリーダーシップを発揮する現在の業務執行体制を維持した体制が、決定した取締役の選任基準（CEO候補者については、取締役の選任基準に加えてCEOの選定基準）にも適合しており、新中期経営計画の着実な実行の

ために最良であると判断しました。また、新任の社外取締役候補者である伊藤雅彦氏は、当社の定める独立性の基準（別紙参照）を満たすだけでなく、より高い独立性を有しており、本株主総会後においては、当社取締役会は、高い独立性を有する社外取締役がその過半数を占めることになり、新たな業務執行体制による業務執行の適切なモニタリングを実施し、より実効性のある監督体制が構築されることになると判断しております。

このような検討の結果、指名報酬委員会は、下記2「取締役候補者」に記載の者を取締役候補者として本株主総会に上程することが最も望ましいとの意見を取締役会に提出いたしました。なお、指名報酬委員会の委員には、CEOの枝廣及びCOOの馬田が含まれておりますが、両名は、指名報酬委員会におけるCEO及びCOOの再任の是非に関する検討・審議には関与しておりません。

これを受けて、当社取締役会は、指名報酬委員会から提出された意見を踏まえて慎重に議論を行い、取締役全員一致の賛同により下記のとおり取締役候補者を決定いたしました。

なお、社外取締役（監査等委員）である加茂谷佳明氏が、任期満了により本株主総会の終結の時をもって当社取締役を退任することにより、取締役（監査等委員）の人数が3名となることに伴い、補欠の監査等委員である取締役候補者を選任することとしております。

2. 取締役候補者

本株主総会にその選任を上程する取締役候補者及び本株主総会で株主の皆様のご承認をいただいた場合の当社の取締役体制（改選期ではないため本株主総会に上程する選任議案の対象ではない取締役を含みます。）は以下のとおりです。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

取締役	枝廣 弘巳	（再任）
取締役	馬田 明	（再任）
取締役	松谷 竹生	（再任）
取締役	河野 修蔵	（再任）
取締役（社外）	芳賀 真名子	（再任）
取締役（社外）	伊藤 雅彦	（新任）

(2) 監査等委員である取締役候補者

監査等委員である取締役（社外）	小谷 秀仁	（再任）
監査等委員である取締役（社外）	後藤 千恵	（再任）

なお、監査等委員である取締役の齋藤 美帆氏（社外）は非改選期であります。また、監査等委員である取締役の加茂谷 佳明氏（社外）は、任期満了により本株主総会の終結の時をもって退任予定であります。

(3) 昇任取締役

氏名	新職	現職
河野 修蔵	取締役 常務執行役員 トランスフォーメーション推進担当 調剤薬局事業および その他周辺事業管掌	取締役 執行役員 トランスフォーメーション推進担当

(4) 取締役の委嘱事項の変更

氏名	新職	現職
馬田 明	取締役 専務執行役員 COO 医薬品卸売事業管掌	取締役 専務執行役員 COO
松谷 竹生	取締役 常務執行役員 CGO 医薬品製造販売事業管掌	取締役 常務執行役員 CGO

(5) 役員体制

取締役（監査等委員であるものを除く。）

代表取締役 社長執行役員 CEO	枝廣 弘巳
取締役 専務執行役員 COO 医薬品卸売事業管掌	馬田 明
取締役 常務執行役員 CGO 医薬品製造販売事業管掌	松谷 竹生
取締役 常務執行役員 トランスフォーメーション推進担当 調剤薬局事業およびその他周辺事業管掌	河野 修蔵
社外取締役	芳賀 真名子
社外取締役	伊藤 雅彦（新任）

監査等委員である取締役

社外取締役（監査等委員）	小谷 秀仁
社外取締役（監査等委員）	後藤 千恵
社外取締役（監査等委員）	齋藤 美帆

(6) 取締役のスキル・マトリックス

本株主総会で株主の皆様のご承認をいただいた場合の当社の取締役体制におけるスキル・マトリックスは以下のとおりです。

氏名	経営全般	財務・会計/資本市場	人事・組織開発/サステナビリティ	法務・リスク管理	営業戦略/ロジスティクス	事業開発/DX	医薬品行政・政策の知見
枝廣 弘巳	○	○				○	○

馬田 明	○		○		○		○
松谷 竹生	○		○	○	○	○	○
河野 修蔵	○				○	○	○
芳賀 真名子	○	○	○				
伊藤 雅彦	○		○		○	○	
小谷 秀仁	○	○			○	○	○
後藤 千恵		○	○	○			
齋藤 美帆	○	○	○				

3. 新任取締役候補者の経歴及び選任理由

(取締役(監査等委員である取締役を除く。)) 候補者)

氏名	伊藤 雅彦 ^{いとう まさひこ}	
略歴	1982年4月	藤倉電線株式会社(現 株式会社フジクラ)入社
	2013年4月	株式会社フジクラ 執行役員 新規事業推進センター超電導事業推進室長
	2014年4月	同社 常務執行役員 エネルギー・情報通信カンパニー副統括、インフラ事業部門担当、新規事業推進センター超電導事業推進室長
	2015年4月	同社 常務執行役員 エネルギー・情報通信カンパニー副統括
	2015年6月	同社 取締役常務執行役員 エネルギー・情報通信カンパニー副統括
	2016年4月	同社 代表取締役 取締役社長
	2016年6月	一般社団法人日本電線工業会会長
	2021年4月	株式会社フジクラ 代表取締役 取締役社長 CEO
	2022年4月	同社 取締役会長兼取締役会議長
	2022年6月	一般社団法人日本電線工業会会長
	2024年3月	東亜合成株式会社 社外取締役
	2024年4月	株式会社フジクラ 取締役会長
	2024年6月	同社 名誉顧問
	2024年9月	テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由

伊藤雅彦氏は、(株)フジクラにおいて代表取締役を務めるなど企業経営者としての豊富な知見・経験を有するとともに、企業経営および他社での社外取締役等の経験を通じて培われたガバナンスに関する高度な見識を備えております。これらの知見・経験を活かして、独立した立場から取締役会の適切な意思決定

に対する助言や実効性の高い監督を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

(補欠の監査等委員である取締役候補者)

氏名	なかがわ ひでゆき 中川 英之	
略歴	1999年10月	山田&パートナーズ会計事務所(現 税理士法人山田&パートナーズ) 入所
	2002年1月	優成監査法人(現 太陽有限責任監査法人) 入所
	2007年4月	山田 MTS キャピタル株式会社(現 山田コンサルティンググループ株式会社) 入社
	2007年8月	同社 取締役
	2009年11月	山田ビジネスコンサルティング株式会社(現 山田コンサルティンググループ株式会社) 入社
	2011年8月	公認会計士税理士中川英之事務所(現 公認会計士中川英之事務所) 代表(現任)
	2017年3月	株式会社アンビション 監査役(現任)
	2017年9月	株式会社 AKIBA ホールディングス 社外監査役
	2024年6月	同社 社外取締役(現任)

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

中川英之氏は、公認会計士として財務および会計に関する豊富な知見・経験を有しております。これらの専門的な知見・経験を当社の経営およびその監督に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

以上

取締役の選解任基準及び CEO の選定・解職基準

<取締役選任基準>

- 当社グループの経営理念を理解し、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資する経験・知見を有していること（スキル・マトリックスに掲げるスキルのいずれかを有していること）
- 取締役会における賛否の表明に留まらず、経営環境や市場の変化を的確に把握するとともに客観的判断能力、論理的思考力、洞察力、先見性をもって、取締役会の議論の質の向上や新たな論点の提示に貢献できること
- 取締役に相応しい人格・品位・見識を備えていること
- 社外取締役については、上記に加え、当社の掲げる独立性基準を満たす人物であること

<社外取締役の独立性判断基準>

当社は、以下の通り「社外取締役の独立性基準」を定め、社外取締役またはその候補者が以下の各項目のいずれにも該当しない場合、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）。または過去10年に当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の大株主（注2）またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者（注4）またはその業務執行者
5. 当社グループの主要な借入先（注5）またはその業務執行者
6. 当社グループの主幹事証券会社の業務執行者
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社グループから直近3事業年度の平均で、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（それらが法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
9. 当社グループから直近3事業年度の平均で、年間1,000万円以上または年間総収入金額の2%以上の寄付・助成を受けている者。当該寄付・助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の業務執行者
10. 当社グループから取締役または監査役を受け入れている企業または当該企業グループの業務執行者
11. 過去、上記2～9の団体または取引先に所属していた場合、退職後5年以内の者
12. 上記1～11に掲げる者（ただし重要な者（注6）に限る）の配偶者および二親等内の親族
13. 当社の社外取締役としての在任期間が通算で10年を超える者

注1：業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人を指す。

注2：大株主とは、直近事業年度末において総議決権の10%以上の株式を保有している者を指す。

注3：当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度において、年間の取引金額が当社連結売上高の1%を超える取引先を指す。

注4：当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度において、当社グループとの年間の取引金額が当該取引先の連結売上高の1%を超える者を指す。

注5：当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度において、当社連結総資産の1%を超える額を当社グループに融資した金融機関を指す。

注6：重要な者とは、取締役、執行役員および部長格以上の業務執行者を指す。

<取締役解任基準>

- 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
- 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
- 取締役選任基準に掲げた事項を満たさない場合
- 会社法第331条に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合
- 悪意又は重大な過失による重大な法令・定款・公序良俗に反する行為を行った場合

<CEO選定基準>

当社はCEOの選定基準として、取締役選任基準に加えて、当社のCEOサクセッションプランの人材要件のうち特に経営トップとして求められ、重視すべきものとして、以下の要件を定める。

- 人間力／倫理観と誠実さ
- リーダーシップ
- 変化対応力
- 意思決定／達成力
- 変革力／組織開発
- ビジョン形成

なお、当社は、CEO候補者の選定に関し、(I)スキル・経験：①変革力／組織開発、②戦略的思考／実行力、③業界（卸）経験、④財務・経営管理能力、⑤ステークホルダーエンゲージメント、(II)行動：⑥変化対応力／学習意欲、⑦意思決定／達成力、⑧リーダーシップ／コミュニケーション、(III)資質：⑨人間力／倫理観と誠実さ、⑩ビジョン形成と知的好奇心の10のカテゴリからなるCEOの人材要件定義を詳細に定めており、これに基づき各候補者について評価を行っております。

<CEO解職基準>

当社は CEO の解職基準として、取締役解任基準に加えて、以下の要件を定める。

- CEO の選定基準に掲げた事項を満たさない場合